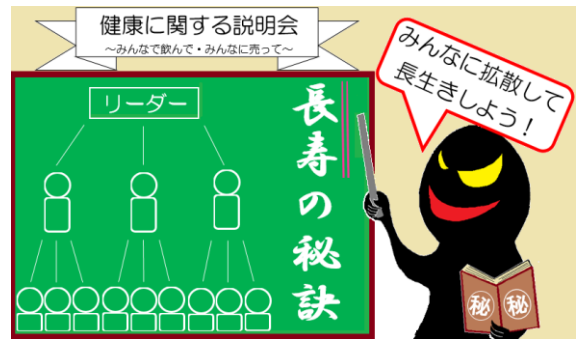


◆健康に関する説明会に参加したら会員登録させられた!?

友人に勧められて、健康に関する説明会に参加した。説明会ではリーダーと名乗る人物が「核酸は白内障やいろんな病気が治る」などと話をしていた。

友人はリーダーと同じグループに入っているようで、私もそのグループに入るようなことを言っていたが、よくわからなかった。



説明会の後、リーダーが私の前に座り、核酸ドリンク(1本1万円)の契約書に記入するよう何度もしつこく言ってきた。断ることができなかったので契約書に記入したが、印鑑は押していない。

自分では契約したとっていないが、念のため持ち帰った書類を息子に見せると「書類にサインをしているので、クーリング・オフした方がいい」と言われた。契約したつもりはないが大丈夫だろうか。(相談者：80歳代 女性)

契約が成立している可能性があるので、念のためクーリング・オフを通知する書面を出しておくよう助言しました。

財布を守る秘訣 (国民生活センターより抜粋)

さ	誘い文句にのせられないで
い	家の戸、財布にしっかり鍵かけて
ふ	不審な人には注意して
を	お断り上手になりましょう
ま	まずは、家族や消費生活センターに相談
も	もしもの時に備えて、成年後見制度を利用
る	留守電、一人暮らしもこれで安心

後日、相談者に確認すると、すでに相談者は事業者へ電話し、まだ契約は成立していないと回答があったので、記入済みの書面を返却してもらったことを聞いたので、相談は終了しました。

悪質事業者は言葉巧みに高齢者の不安を煽り、親切に信用させ、年金や貯蓄などの大切な財産を狙っています。

少しでも不安に思ったら、一人で悩まず、大阪市消費者センターへご相談ください。

◆大阪市消費者センター(相談は大阪市内にお住まいの方に限ります)

●消費生活相談専用電話：6614-0999

受付時間：10時～17時(年末年始を除く、毎日)



消費生活相談窓口

※消費者ホットライン「局番なし188(イヤヤ!)」でも繋がります

